

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱（案）

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一 特定理由離職者の範囲

基本手当の受給資格に係る法第十三条第三項の厚生労働省令で定める者は、次の（一）又は（二）のいずれかの理由により離職した者とすること。

（一） 期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないこと（その者が当該更新を希望したにもかかわらず、当該更新についての合意が成立するに至らなかった場合に限る。）。

（二） 法第三十三条第一項の正当な理由

二 特定受給資格者の範囲の改正

基本手当の特定受給資格者に係る法第二十三条第二項第二号の厚生労働省令で定める理由とされている、期間の定めのある労働契約の締結に際し当該労働契約が更新されることが明示されたにもかかわらず、当該労働契約が更新されないこととなったことについて、当該労働契約の期間が一年以上のものである場合及び一年以上引き続き同一の事業主の適用事業に雇用されるに至った場合も対象とすること。

三 基本手当の支給に関する暫定措置

基本手当の支給に関する暫定措置に係る法附則第四条の厚生労働省令で定める者を、一の(一)の理由により離職した者及び一の(二)の理由により離職した者(法第十三条第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定により基本手当の支給を受けることができる資格を有することとなる者に限る。)とすること。

四 給付日数の延長に関する暫定措置

(一) 給付日数の延長に係る法附則第五条第一項の厚生労働省令で定める者を、一の(一)の理由により離職した者とする。

(二) 公共職業安定所長が就職が困難な者であると認める場合の法附則第五条第一項一号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとすること。

イ 特に誠実かつ熱心に求職活動を行っているにもかかわらず、所定給付日数に相当する日数分の基本手当の支給を受け終わる日までに職業に就くことができる見込みがなく、特に職業指導その他再就職の援助を行う必要があると認められること。

ロ 正当な理由がなく、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けること及び公共職業安定所が行う再就職を指導するために必要な職業指導を受けることを拒んだことがないこと。

(三) 雇用機会が不足していると認められる地域として法附則第五条第一項第一号ロの厚生労働省令で定める基準は、次のイ、ロ及びハのいずれにも該当することとすること。

イ 四半期ごとに公表される労働力調査の直近の結果によるその地域に係る労働力人口に対する最近一箇月における当該地域内に居住する求職者の数の割合が、当該期間における全国の労働力人口に対する求職者の数の割合以上であること。

ロ 最近一箇月におけるその地域内に居住する求職者の数に対するその地域内に所在する事業所に係る求人の数の比率が一を下回る地域であること。

ハ 最近一箇月におけるその地域において基本手当の支給を受けた受給資格者の数を、当該受給資格者の数に当該各月の末日における被保険者数の数を加えた数で除して得た率が、全国における当該比率の平均以上であること。

(四) 公共職業安定所長が再就職のための支援を計画的に行う必要があると認めるための法附則第五条第一項第二号の厚生労働省令で定める基準は、四の(二)のロの基準を満たし、かつ、次のイ、ロ又はハのいずれかに該当することとする。

イ 安定した職業に就いた経験が少なく、離職又は転職を繰り返していること。

ロ 産業構造、労働市場の状況等からみて、再就職のために、その者が従事していた職種等を転換する必要があること。

ハ イ又はロに掲げる者のほか、特に誠実かつ熱心に求職活動を行っており、かつ、公共職業安定所の職業指導を受けなければ、その者が適切な職業選択を行うことが著しく困難となること。

五 受講手当の額に関する暫定措置

受給資格者が平成二十一年三月三十一日から平成二十四年三月三十一日までの間に公共職業訓練等を受けた場合における当該期間内の受講手当の日額を五百円から七百円に増額すること。

六 常用就職支度手当に関する暫定措置

平成二十一年三月三十一日から平成二十四年三月三十一日までの間に職業に就いた者に係る常用就職

支度手当について、安定した職業に就くことが著しく困難と認められる者であつて、安定した職業に就いた日において四十歳未満であるものを対象とするともに、常用就職支度手当の給付率を十分の三から十分の四に引き上げるものとする。

第二 その他

一 施行期日

この省令は、平成二十一年三月三十一日から施行するものとする。

二 経過措置

この省令の施行に関し必要な経過措置を定めるものとする。

三 その他所要の規定の整備を行うものとする。